

この用紙は検査をされる方にお渡しください

この用紙を利用し、検査について、所有者(管理者)の方と打合わせをしてください。

1. 検査をする前に確認しましょう。

◇ 報告対象の建築物ですか？

初回報告の建築物は、報告対象建築物に該当することを確認しましょう。前回報告がある建築物でも建物の用途変更などにより、報告対象建築物に該当しなくなる場合があります。報告対象建築物に該当しない場合は、「建築設備等廃止・使用休止届」「建築設備定期検査報告対象外届」※を提出してください。

◇ 建築設備の内容を確認しましょう。

【換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備】

報告対象建築物に備わっている換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備が報告対象建築設備になります。建物の用途、各設備の構成により、報告対象を判断し、対象建築設備について検査を実施してください。

2. 検査について

◇ 平成20年国土交通省告示第285号により検査項目、検査方法、判定基準が定められています。

建築基準法施行規則第6条、平成20年国土交通省告示第285号、東京都建築基準法施行細則第13条

検査に先立ち、前回の建築設備定期検査報告書により前回検査の判定、要是正の場合の処置、国土交通大臣が定める検査項目の有無と実施状況を確認するとともに、保守管理の状況をヒアリングしてください。**国土交通大臣が定める検査項目は3年以内に全数の検査、それ以外の該当する検査項目は毎年全数の検査を実施します。国土交通大臣が定める検査項目の検査が、最終年度に無理が生じないように計画してください。**

◇ 参考図書

「建築設備定期検査業務基準書」「東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル」を参照の上、検査を実施してください。

3. 検査後の対応について

◇ 建築設備に要是正があった場合、具体的なアドバイスをしましょう。

改善を要する場合は、「検査結果表」「関係写真」等をもとに、所有者(管理者)へ要是正箇所の内容、注意事項等を説明し、改善がなされるように具体的なアドバイスをしてください。なお、改善計画を所有者(管理者)と相談の上、具体的なアドバイスと共に改善予定日を報告書へ記入してください。

裏面に報告時の注意事項があります。

